	(B × 3127.179）／A 算式の符号 ［略］ B　当該都道府県において定員管理調査によつて令和５年度分として総務省に報告された「別表３　中長期派遣可能な技術職員数等に関する調」の表頭「職員数等」、表側「市町村支援業務に従事する技術職員数,中長期派遣可能な技術職員数のいずれか小さい方の職員数」の欄の数値

［７～10　略］

（「地域デジタル社会推進費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の四　［略］

［２～４　略］

５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、経常態容補正Ⅰ及び経常態容補正Ⅱとする。

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 (0.5 × A ＋ 0.5 × B) × 0.994 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛（a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／a5｝／0.339 （a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／a5 に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 a1　当該都道府県の65歳以上人口（附則第21条第１項第１号の表中８に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した65歳以上人口） a2　令和４年３月31日現在において身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定によつて身体障害者手帳を所持している者

	(B × 3132.308）／A 算式の符号 ［同左］ B　当該都道府県において定員管理調査によつて令和４年度分として総務省に報告された「別表３　技術職員に関する調」の表頭「職員数等」、表側「市町村支援・中長期派遣体制の強化に係る技術職員の増員数」の欄の数値

［７～10　同上］

（「地域デジタル社会推進費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の四　［同上］

［２～４　同上］

［新設］

５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 (0.5 × A ＋ 0.5 × B) × 0.994 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛（a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／a5｝／0.339 （a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／a5 に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 a1　当該都道府県の65歳以上人口（附則第21条第１項第１号の表中11に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した65歳以上人口） a2　令和３年３月31日現在において身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定によつて身体障害者手帳を所持している者